



Chiba Prefectural Government 令和5年9月1日 総合企画部政策企画課 043-223-2489

「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の 骨子案に関する意見募集について

県では、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、新たな条例の制定を 検討しており、今般、「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に 関する条例」の骨子案を作成しました。

この骨子案について、広く県民の皆様からの御意見をお聞きするため、令和5年9月1日(金)から令和5年10月2日(月)までの間、次のとおりパブリックコメントを実施しますのでお知らせします。

1 意見募集対象

「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」 の骨子案(資料1)

2 関連資料

「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」 の制定の背景(資料2)

3 意見募集期間

令和5年9月1日(金)~令和5年10月2日(月)(必着)

4 意見の提出方法

- ・意見提出様式に御記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。
- ・電話での受付は致しませんので、ご了承ください。
- ・提出意見は、日本語を使用してください。

(1) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス: kityol1@mz. pref. chiba. lg. jp 件名は「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に 関する条例の骨子案に関する意見」としてください。

(2) 郵送する場合

T260-8667

千葉市中央区市場町1-1 千葉県総合企画部政策企画課企画調整室宛て

(3) ファクシミリを使用する場合

FAX番号:043-225-4467 千葉県総合企画部政策企画課企画調整室宛て

5 資料の入手方法等

・次のいずれかの方法により、入手、閲覧が可能です。

(1) 千葉県のホームページから入手

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/iken/2023/tayousei.html

(2)配布場所

千葉県総合企画部政策企画課企画調整室(県庁本庁舎9階)

(3) 閲覧場所

- ・県政情報コーナー(県庁本庁舎2階)
- 各地域振興事務所
- 千葉県文書館行政資料室
- · 千葉県総合企画部政策企画課企画調整室(県庁本庁舎9階)

6 留意事項

- ・皆様から提出いただいた御意見を考慮した上で、今後、条例案を作成します。
- ・いただいた御意見については、後日、県の考え方とともに概要を公表させていただきます。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。
- ・個人情報は公表しません。

「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」 骨子案

趣旨

- 私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性 自認など様々な違いがある人々で構成されている。
- 全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある。
- 現在、人口減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が 同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様 性がもたらす活力や創造性が重要となる。
- 加えて、いま千葉県は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの県内開催や、成田国際空港の更なる機能強化、道路ネットワークの整備進展など、多様性を活かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えている。
- 私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県 づくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

目的

○ 一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会(以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。) の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講じることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

○ 多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成は、人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に行われる。

<目指す社会>

- ① 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動等、様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- ② 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会
- ③ 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、 安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会
- ④ 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民や事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会

県の責務

○ 県は、基本理念にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進 に関し、県行政のあらゆる分野における施策を、総合的に策定し実施する。

県と市町村との連携

○ 県は、市町村がその地域の特性に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会 の形成の促進に関する施策を実施する場合に、市町村と連携するよう努める。

県民等の役割

○ 県民や事業者は、基本理念にのっとり、個々の立場や特性等に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成に寄与するよう努める。

県の行うべき措置

- 県は、基本理念に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報活動の充実等の必要な措置を講じる。
- 県は、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

「(仮称) 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する 条例」の制定の背景

いま我が国は、人口減少や少子高齢化が進行し、生産年齢人口も減少しています。 さらに、グローバル化の進展や技術の革新など、私たちを取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中で、千葉県を持続的に発展させていくためには、年齢、性別、障害の有無、 国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認などの様々な違いがある人々が互いに 認め合い、連携し、協力することで、社会の活力と創造性を高めていくことが重要です。

多様性を尊重することにより、あらゆる立場の人々の意見が表に出てくることで、新たな気付きや発想、変化が生じたり、違った個性や能力を持つ者が影響し合うことで、これまでにないアイデアや革新的な取組、個人ではなし得なかった結果に結びつくことが期待できるなど、持続可能な千葉県づくりにつながると考えています。

このような認識の下、本条例では「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」を目指すこととしています。これは、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会のことであり、多様性を尊重することは、自分の価値観や意思を捨てて相手と同じになるものでも、相手を絶対に受け入れるべきと強制されるものでもなく、相手を尊重しながら異なる価値観や意思を理解し、連携し、協力するものであると考えています。

いま千葉県は、

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックの県内開催により、国籍や文化的背景などの 違いを乗り越えてフェアに競い合う姿や、パラアスリート等の活躍する姿に触れ、 多様性を尊重することの意義についての認識が高まっている
- ・成田国際空港の更なる機能強化や道路ネットワークの整備進展等により、外国人の往来 や交流人口の増加など、ヒトやモノの流れが一層活発化することが見込まれている など、多様性を活かせる舞台が整い、活力や創造性を一層向上させる好機を迎えています。

この機会に、多様性が尊重され、誰もが活躍することができる千葉県づくりを進めていくため、条例を定めたいと考えています。

【多様性を尊重することにより期待される取組や効果の例】

- ・デジタル技術の進展により、障害を抱える方や子育で中の方、日本語が不自由な外国人など、これまで活躍の機会が限られていた人々が、オンライン会議や翻訳機器等により多くの選択肢と機会を持ち、能力を最大限に発揮できるようになる。
- ・日本の伝統や文化を保存・承継しながら、それらにデジタル技術を活用して体験したり、発信することで、観光振興や交流人口の増加につながる。
- ・異なる視点や発想を持つ外国人や地域外の人によって、地元の人々がこれまで気づいていなかった地域の魅力が再発見され、観光需要が喚起されるなど、地域の活性化につながる。